

京都市農業委員会告示第2号

別段の面積（下限面積）の設定について

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）について、次のとおり定める。

令和3年4月27日

京都市農業委員会会長 戸田 秀司

別段の面積	適用する区域
0.01アール (空き家に付随した農地)	北 区 ・大森西町37番
	右京区 ・嵯峨嵯原高見町29番 ・京北小塩町ヌグイ69番1, 76番, 78番1, 85番2
10アール	北 区 ・中川, 杉阪, 真弓, 小野, 大森, 雲ヶ畑の区域
	左京区 ・花脊, 久多, 広河原の区域
	右京区 ・嵯峨水尾, 嵯峨嵯原, 嵯峨越畑の区域 ・京北漆谷町, 京北下黒田町, 京北下弓削町, 京北宇野町, 京北上中町
	西京区 ・大原野石作町, 大原野小塩町, 大原野外畑町, 大原野出灰町
	伏見区 ・醍醐一ノ切町, 醍醐二ノ切町, 醍醐三ノ切
30アール	上記以外の区域

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年5月1日から施行する。

(告示の廃止)

2 令和2年度京都市農業委員会告示第6号は、この告示の施行日をもって廃止する。

(京都市農業委員会事務局)